

別紙

諮問第1719号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和4年度及び令和5年度使用高等学校用教科書需要数について都内の高等学校ごとの集計用の電磁的記録」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が令和5年7月12日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、「使用教科書一覧」を特定し、そのうち「令和4年度使用教科書一覧（都立学校分以外）」及び「令和5年度使用教科書一覧（都立学校分以外）」（以下併せて「本件対象公文書」という。）について、条例7条2号又は3号に該当する情報を不開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年9月4日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年10月6日に実施機関から理由説明書を收受し、令和6年9月11日（第250回第一部会）及び同年10月29日（第251回第一部会）の2回、審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並び

に実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよう  
に判断する。

ア 本件対象公文書の位置付け

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号。以下「臨時措置法」という。）は、教科書の発行を迅速確実にし、学校教育の目的達成を容易ならしめることを目的としており、その趣旨のもと、東京都では、区市町村教育委員会並びに都内の国立及び私立学校等は東京都教育委員会へ教科書の需要数を報告し、東京都教育委員会は都内の教科書の需要数を取りまとめて文部科学大臣に報告することとなっている（臨時措置法7条1項及び2項）。

本件対象公文書は、都内の国立及び私立高等学校等の長が東京都教育委員会へ教科書の需要数を報告するために作成した文書である。

イ 本件一部開示決定について

実施機関は、本件開示請求に係る公文書として令和4年度及び同5年度使用教科書一覧を特定し、このうち都立学校分については開示決定を行い、都立学校分以外について、本件一部開示決定を行ったものである。

実施機関は、本件対象公文書のうち、別表に掲げる本件不開示情報1については、条例7条2号に、また、同表に掲げる本件不開示情報2及び3については、同条3号にそれぞれ該当するとして、これらの部分を不開示とする本件一部開示決定を行った。

ウ 本件不開示情報1の不開示妥当性について

本件不開示情報1は、国立、公立又は私立学校の担当者氏名が記載された部分である。審査請求人は、国立学校及び公立学校（千代田区立学校）の教職員の氏名は慣行として公にされており、条例7条2号ただし書イに該当すると主張している。これに対し、実施機関は、公立学校（千代田区立学校）の担当者については、氏名が外部に公表されておらず慣行として公にされていないと説明する。また、審査会が実施機関に更に確認したところ、国立大学法人の担当者氏名についても、慣行として公にされておらず、又は公にすることが予定されている情報ではないことを確

認したとの説明があった。

審査会が見分したところ、本件不開示情報1は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められ、条例7条2号本文に該当する。また、国立及び公立学校（千代田区立学校）の担当者の氏名は、慣行として公にされていないことが確認されたことから、同号ただし書イに該当しない。同様に、私立学校の担当者氏名についても、同号ただし書イに該当しない。さらに、本件不開示情報1は、その内容及び性質から、いずれも同号ただし書ロ及びハに該当しない。

以上のことから、本件不開示情報1はいずれも条例7条2号に該当し、不開示が妥当である。

#### エ 本件不開示情報2及び3の不開示妥当性について

本件不開示情報2は、私立学校における生徒予定数、教科書需要数（生徒用、教員用、計）が記載された部分であり、本件不開示情報3は、私立学校における教科書の発行者の番号・略称、教科書の記号・番号、教科書名が記載された部分である。

実施機関は、都内の私立学校を所管する部署（以下「私立学校所管部署」という。）に確認した上で、本件不開示情報2及び3について、個々の学校の経営状況や教育内容に関するものであり、公にすることにより、当該学校の競争上又は事業運営上の地位を損なうことにつながると考えられるため、条例7条3号に基づき不開示としたと説明する。これに対し、審査請求人は、私立学校であっても教育内容は公にすべきであり、少なくともどの教科書を採択したかの情報は公にすべきものであると主張している。

#### (ア) 本件不開示情報2について

本件不開示情報2について、審査会が確認したところ、実施機関は私立学校所管部署に確認した上で、以下のとおり説明する。

生徒予定数及び生徒用の需要数は、在籍生徒数と近似値であり、在籍生徒数は、学校法人運営上の基礎情報であって、事業運営や経営内容を相当程度把握することができる数字である。かつ、それを基に把握可能な定員充足の程度は、各私立学校における教育活動の実績に対する客観的な評価のみならず、部活動の好成績や一時の不祥事の発生等による学校イメージの変化など多種多様な要因や事情が

影響するものである。

このような様々な要因等が影響する数値について、それらの要因について言及されることなく、これが公にされた場合には、定員充足率をもって一面的な偏った学校評価がされ、これにより学校法人の事業運営上の地位に深刻な影響を及ぼすことにつながると考えられる。

また、教員用の需要数についても実際の教員数と近似値であるため、その数字から学校規模を推測することができ、学校法人の事業運営や経営内容を相当程度把握することが可能である。

なお、一部の学校においてはそれらの情報を公表しているが、公表の判断は各学校によるものであり、生徒数の公表による影響を懸念し、公表しない学校が存在しているのも事実である。仮に、自らが公表を行っている学校に限り開示する等、個別的な対応を想定した場合、不開示の決定がなされた点をもって、公開を望んでいない学校の意図を反射的に推察することが可能となり、個々の比較によっては学校法人の競争上の地位に影響を及ぼすことにつながると考えられる。

以上の説明を踏まえて、審査会で検討したところ、生徒予定数及び教科書需要数（生徒用）から推測することのできる定員充足率については、私立学校における教育活動の実績に対する客観的な評価のみに基づくものではなく、例えば、部活動の好成績や一時の不祥事の発生などによる学校イメージの変化など、多種多様な要因や事情が影響するものであるとする実施機関の説明は首肯できるものである。このように様々な要因等が影響する定員充足状況に係る情報については、私立学校の経営上、極めて流動的な性質を有するものであるにもかかわらず、それらの要因等について言及されることなく、生徒予定数等の開示により定員充足状況のみが公となった場合には往々にして一面的な偏った学校評価を招くこととなり、場合によっては必ずしも正当でない評価がなされ、生徒募集に影響を及ぼすなど、私立学校の設置者である学校法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められる。

また、教科書需要数（教員用）は、教員数を推測することができ、教科書需要数（計）とともに、学校法人の事業運営や経営内容を相当程度把握できる情報であることから、これを公にすることにより、私立学校の設置者である学校法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められる。

以上のことから、本件不開示情報2はいずれも条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、不開示が妥当である。

(イ) 本件不開示情報3について

本件不開示情報3について、審査会が確認したところ、実施機関は私立学校所管部署に確認した上で、以下のとおり説明する。

私立学校は中高一貫教育や男女別教育、宗教教育などをはじめ、各校の建学の精神に基づき様々な特色ある教育を実施しており、使用する教科書についても学校長の権限で採択している。その採択結果の公表については、教科書の採択権者である各学校長が判断するものとなっていることから、私立学校の採択結果の公表を採択権者ではない実施機関が判断すべきではない。私立学校所管部署によると、仮に、各学校が独自の教育内容に合わせて採択した教科書が、採択権者の判断によらず一律に公にされた場合、社会的に教科書の記述や内容などを巡って議論や対立等が発生した際に、当該学校とは無関係の第三者が当該学校に対して意見を申し立てるなど、私立学校の自主性が不当に阻害され、教育活動に影響を及ぼすことにつながるのとことである。

以上の説明を踏まえて、審査会で検討したところ、私立学校は、実施機関の主張するように各校の建学の精神に基づいた個性、特色ある教育を行っており、私立学校で使用される教科書の採択権限は学校長にあるのであって、採択に当たっては独自に調査、研究した上で教科書を採択していると思料される。使用する教科書の公表に係る判断については、各学校によるものであり、各私立学校の状況によっては、実施機関の主張するように、採択した教科書について、当該学校とは無関係の第三者が当該学校に対して意見を申し立てるなど、私立学校の自主性が不当に阻害され、教育活動に影響を及ぼすことにつながると考えられるほか、採択する教科書により、独自カリキュラムによる学習方法等、私立学校独自のノウハウが明らかになることから、私立学校の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められる。

したがって、私立学校が採択する教科書名に係る情報については、開示請求に対し一律に開示することが妥当とは認められないことから、本件不開示情報3は、

条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、不開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表 本件不開示情報

| 本件不開示情報 |                                     |  |
|---------|-------------------------------------|--|
| 1       | 担当者氏名                               | 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり個人の権利利益を害するおそれがあるため。(条例7条2号) |
| 2       | 私立学校における生徒予定数、教科書需要数（生徒用、教員用、計）     | 個々の学校の経営状況や教育内容に関するものであり、公にすることにより、競争上又は事業運営上の地位を損なうことにつながると考えられるため。(条例7条3号)                           |
| 3       | 私立学校における教科書発行者の番号・略称、教科書の記号・番号、教科書名 | 個々の学校の経営状況や教育内容に関するものであり、公にすることにより、競争上又は事業運営上の地位を損なうことにつながると考えられるため。(条例7条3号)                           |